

差止請求書

2021年12月17日

東京都渋谷区恵比寿2-4-1 恵比寿パークサイドヒルズ2F
株式会社 CRAVE ARKS 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏 (弁護士)
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル
秋野々町529番地ヒロセビル4階
電 話 075-211-5920
FAX 075-746-5207
(担当) 事務局長 増田朋記 (弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。)

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

- 1 当NPO法人は、貴社に対し、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。
- 2 当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして、下記対象となる表示記載の表示を行わせることの停止を請求する。

(表示媒体)

①「OHADA-COSUME 肌はコスメで、生まれ変わる。」なるウェブサイト (以下、「本件アフィリエイトサイト」という)

[https://ohada-](https://ohada-cosme.biz/?utm_source=gsck&utm_medium=cpc&gclid=CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE)

[cosme.biz/?utm_source=gsck&utm_medium=cpc&gclid=CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE](https://ohada-cosme.biz/?utm_source=gsck&utm_medium=cpc&gclid=CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE)

②下記ア～ウその他の貴社ウェブサイト (以下、「貴社ウェブサイト」という)

ア ウェブサイト I

[https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika032b&adcd=6besqsbsvoo&_gl=1*14xhsh*_gl_aw*RONMLjE2Mzc3NDc4NDUuQ2p3SONBaUE0dmVNQmhBTUVpd0FVNFhScjhCQWVRYUNQazVnSGZzVk9hazdNWDBkTz1FYT1PS0JSRExQOU1XUWxFakdVY1FMZG51dzZSbONONVVRQXZEXOJ3RQ..&_ga=2.43384737.503432710.1637747845-](https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika032b&adcd=6besqsbsvoo&_gl=1*14xhsh*_gl_aw*RONMLjE2Mzc3NDc4NDUuQ2p3SONBaUE0dmVNQmhBTUVpd0FVNFhScjhCQWVRYUNQazVnSGZzVk9hazdNWDBkTz1FYT1PS0JSRExQOU1XUWxFakdVY1FMZG51dzZSbONONVVRQXZEXOJ3RQ..&_ga=2.43384737.503432710.1637747845-1813965476.1637747845&_gac=1.126067071.1637747845.CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE)

[1813965476.1637747845&_gac=1.126067071.1637747845.CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE](https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika032b&adcd=6besqsbsvoo&_gl=1*14xhsh*_gl_aw*RONMLjE2Mzc3NDc4NDUuQ2p3SONBaUE0dmVNQmhBTUVpd0FVNFhScjhCQWVRYUNQazVnSGZzVk9hazdNWDBkTz1FYT1PS0JSRExQOU1XUWxFakdVY1FMZG51dzZSbONONVVRQXZEXOJ3RQ..&_ga=2.43384737.503432710.1637747845-1813965476.1637747845&_gac=1.126067071.1637747845.CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr8BAeQaCPk5gHfsV0ak7MX0d09Ea90KBRDLP9IWQ1EjGUbQLdnuw6RoCN5UQAvD_BwE)

イ ウェブサイト II

https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika011b&adcd=a0zww6w2uoo&_zaf_act=f4582e97b073ead4e9864d3f9ffacf6&_zaf_ak=5336b795-4a80-4127-b0f3-f8b0a3493bb1

ウ ウェブサイト III

https://kirabika.com/shopping/lp.php?p=kirabika021b&adcd=6besqsbv4oo&utm_source=gsck&utm_medium=cpc&gclid=CjwKCAiA4veMBhAMEiwAU4XRr-gu8SthGfxK-hfiZJ8w0P5D00Q05VjZLI3fw8sbkKjCN-g_mnysjBoCUB8QAvD_BwE

(対象となる商品)

「KiraBika ビューティーセラムファンデーション」(以下、「本件商品」という。)

(対象となる表示)

①本件アフィリエイトサイト上の表示

対象となる商品を「1980円（税抜） 初回特別価格79%OFF!! 定期縛り無し」等と表示し、定期購入を条件とすること無く、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。

②貴社ウェブサイト上の表示

対象となる商品について、直前に2回目を受け取らずに解約する場合には通常価格との差額分の支払いが発生することを表示せずに「初回特別価格79%OFF!! 1980円」と表示する等、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。

（紛争の要点）

1 ウェブサイト上の表示

(1) 本件アフィリエイトサイト上では、上記対象となる商品記載の商品が紹介され、上記対象となる表示によって、定期購入を条件とすること無く、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのような広告表示がなされている。また、本件アフィリエイトサイト上には、貴社ウェブサイトへのハイパーリンクが貼付されている。

そして、上記リンク先の貴社ウェブサイト上では、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのような広告が表示され、消費者は購入ページへと進むこととなる仕組みとなっている。

(2) しかし、実際は、消費者がこのような広告表示を見て申し込んだ場合には、30日後に2回目の商品（1個あたり5950円（税別）で2個）が送付され、さらにその後60日毎に1個あたり5950円（税別）で2個ずつ商品が届けられるという定期購入契約に申し込むこととなっている。そして、2回目の商品を受け取らずに解約する場合には、通常価格9600円（税別）との差額を支払わなければならないこととされている。

従って、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのように示す取引条件の表示は、実際のものとは異なる表示である。

(3) 初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のように、本件アフィリエイトサイト上で「定期縛り無し」等と表示するなどした上、貴

社ウェブサイト上では、初回分の割引価格のみで購入可能であるかのように強調して表示しながら、実際には初回のみで解約する場合には別途に費用の支払いを要する定期コースへの申込みをさせることは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

- 2 従って、本件アフィリエイトサイト及び貴社ウェブサイト上の表示は、実際には定期購入を条件とし、2回目を受け取らずに解約する場合には通常価格との差額分の支払いが発生するにもかかわらず、対象となる商品1ヶ月分だけを1980円（税別）で購入する申込みが可能であるかのように示す点で、いずれも「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法30条1項2号）に該当する。

3 表示の主体

(1) アフィリエイトの行った表示の主体

平成28年6月30日付で消費者庁が制定した、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」では、アフィリエイトの行った表示（広告）について、表示内容の決定に関与（決定を委ねている場合も含む。）している広告主は景品表示法の「表示」の主体であるとの見解をとっている。

本件において、貴社と本件アフィリエイトサイト運営者ないし管理者との間には広告掲載についての委任契約ないし準委任契約等が存在すると考えられ、貴社が表示内容の決定に関与していると考えられる。

したがって、本件アフィリエイトサイト運営者ないし管理者による本件表示の主体は、貴社である。

- (2) ただし、本件アフィリエイトサイトは、アフィリエイト業者によるものであるので、当NPO法人は、貴社に対し、第三者をして請求の要旨記載の表示をさせてはならないことを併せて請求する。

- 4 以上のとおり、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、景品表示法30条1項1号に基づき、その停止及び第三者をして同表示を行わせることの停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所

(問合せ事項)

- 1 消費者契約法41条1項に基づく請求としては以上であるが、貴社におかれては、上記請求の要旨2記載の停止の措置を行った場合には、当該措置の内容及び当該措置の相手方（個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地）について、当NPO法人まで回答されたい。

- 2 また、貴社におかれては、今後、本件商品について、本件と同様のアフィリエイトによる景品表示法違反の表示が行われるという問題が生じないように、本件アフィリエイトサイト以外のウェブサイトについても、貴社が委託したアフィリエイトや貴社とアフィリエイトとを仲介する業者に対して、必要な措置を取ることを求める。
その上で、貴社が取った措置の内容及び当該措置の相手方（個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地）について、当NPO法人まで回答されたい。

- 3 さらに、本件アフィリエイトサイト上での本件商品の紹介に関し、以下の各点について、回答されたい。
 - (1) 本件アフィリエイトサイトを運営ないし管理している者が個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地（本件アフィリエイトサイトの運営者と管理者が異なる場合には、その両方について回答ください。）
 - (2) 貴社と上記3（1）記載の者との間の契約の内容（報酬の支払い条件等）
 - (3) 貴社が、本件アフィリエイトサイトでの本件商品の紹介について、貴社と上記3（1）記載の者との間の仲介がなされている場合には、当該仲介をしている者が個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地（仲介者が複数名いる場合には、その全てについて回答ください。）
 - (4) 貴社と上記3（3）記載の者との間の契約の内容（報酬の支払い条件等）

差出人 〒604-0847

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階

内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク理事長 野々山宏

受取人 〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿2-4-1恵比寿パークサイドヒルズ2F

株式会社CRAVE ARKS 御中

証明文が印刷されます